冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| (宛先)京都府知事 | 令和4年8月9日 | | | |
|-------------------------|------------------------|--|--|--|
| 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) | | | |
| 京都府長岡京市開田1丁目1番1号 | 長岡京市長 中小路 健吾 | | | |

| 前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等 | | | | 前年度 | | | | |
|---|---|---|--------------|---|--|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| | 第一種特定製品の種類 | | | 年度当初の 保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の 保有台数 | |
| | エアコンディショナー | | | 644 台 | 0 台 | 22 台 | 652 台 | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | | | 125 台 | 台 0 | 6 | 124 台 | |
| 前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量 | 第一種特定製品の種類 | | | 代替フロン充塡量 | | 代替フロン回収量 | | |
| | エアコンディショナー | | | 0 | キログラム | 0 | キログラム | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | | | 0 | キログラム | 0 | キログラム | |
| 冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制 | 使 | 本市は環境マネジメントシステムである「KES」を導入しており、中で、フロン排出抑制法等の法令を順守するためのPDCAサイクルを使用、明立している。具体的には、所属ごとに、フロン類を使用した製品を有していることの認識・保守・必要な事務の漏れがないか等の年度チェックなどの年次サイクルを確立していることである。 | | | | | | |
| | 廃 | 棄 | 時 | 中で、フロン排出 立している。 具体 有していることの | がいた。 抑制法等の法令を 的には、所属ごと 認識・法令に則っ ックなどの年次サ | 順守するためのPD に、フロン類を使 た廃棄・必要な事 | CAサイクルを確 用した製品を保 務の漏れがない | |
| 冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況 | 使 | 用 | 時 | | メントシステムで 注令を順守するた を行っている。 | | | |
| | 廃 | 棄 | 時 | , | メントシステムで 注令を順守するた っている。 | ,, | | |
| ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針 | 「ノンフロン製品」や「温暖化係数の低い冷媒の製品」について特記した規定(導入方針) はないが、温暖化対策の中で、市庁舎に設置する自動販売機を「ノンフロン製品」に限定す るなどの取り組みは行っている。 | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | |
| <u> </u> |). }. | 7711 H2 | 7.11.44.65 A | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 施行会 (亚出11年刊 | - A M - 10 D \ M - 1 A | リュ担告よっ | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。